平成２２年（フ）第７６号
新潟県上越市大字富岡2325番地１
債務者　市川　宗則
１　決定年月日時　平成22年10月25日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年12月20日まで
新潟地方裁判所高田支部

平成２２年（フ）第７７号
新潟県上越市大字富岡2325番地１
債務者　市川　美紀
１　決定年月日時　平成22年10月25日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年12月20日まで
新潟地方裁判所高田支部

平成２２年（フ）第９３号
新潟県上越市昭和町２丁目５番25号
債務者　足利　昌宣
１　決定年月日時　平成22年10月25日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年12月20日まで
新潟地方裁判所高田支部

平成２２年（フ）第９４号
新潟県上越市柿崎区上下浜867番地の２
債務者　佐藤　弥生
１　決定年月日時　平成22年10月25日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年12月20日まで
新潟地方裁判所高田支部

平成２２年（フ）第９７号
新潟県上越市中央４丁目７番５号　マリンハイツ202号
債務者　滝沢　一人
１　決定年月日時　平成22年10月25日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年12月20日まで
新潟地方裁判所高田支部

平成２２年（フ）第１００号
新潟県上越市新光町３丁目５番25号　ハイツパスタ101号
債務者　白石　幹雄
１　決定年月日時　平成22年10月25日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年12月20日まで
新潟地方裁判所高田支部

平成２２年（フ）第４６６号
金沢市間明町１丁目163番地　コーポＭ１Ｂ棟16号室、従前の住所石川県石川郡野々市町字二日市町433番地
債務者　川端　三郎
１　決定年月日時　平成22年10月21日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年12月20日まで
金沢地方裁判所

平成２２年（フ）第４６８号
金沢市増泉４丁目１番25号　ラルジュ増泉103号、従前の住所石川県石川郡野々市町御経塚１丁目417番地
債務者　福田　治子
１　決定年月日時　平成22年10月21日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年12月20日まで
金沢地方裁判所

平成２２年（フ）第４７０号
金沢市長土塀１丁目10番12号　サンハイム中井302、従前の住所金沢市泉野町２丁目10番20号
債務者　才田　秀暎
１　決定年月日時　平成22年10月21日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年12月20日まで
金沢地方裁判所

平成２２年（フ）第４９０号
金沢市上荒屋５丁目182番地、従前の住所石川県石川郡野々市町稲荷４丁目154番地の２
債務者　白山　直靖
１　決定年月日時　平成22年10月21日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年12月20日まで
金沢地方裁判所

平成２２年（フ）第２５４６号
名古屋市守山区森孝１丁目107番地　第一香流荘３棟923号
債務者　三浦　一徳
１　決定年月日時　平成22年10月22日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年12月20日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第２８３８号
愛知県瀬戸市八幡台２丁目１番815号
債務者　磯村　リエ
１　決定年月日時　平成22年10月22日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年12月20日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第７２４号
兵庫県姫路市広畑区高浜町２丁目58番地４
債務者　堀部　智嗣
１　決定年月日時　平成22年10月22日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年12月20日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成２２年（フ）第２３９号
山口県下関市上田中町１丁目20番３－２Ｆ、住民票上の住所福岡県北九州市小倉北区上富野２丁目10番３号　杉本コーポ202
債務者　井生　大輔
１　決定年月日時　平成22年10月22日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年12月20日まで
山口地方裁判所下関支部破産係

平成２２年（フ）第２９０号
山口県下関市豊前田町２丁目１番６号、前住所滋賀県草津市馬場町207番地21
債務者　川村　悦陽
１　決定年月日時　平成22年10月22日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年12月20日まで
山口地方裁判所下関支部破産係

平成２２年（フ）第３００号
山口県下関市伊倉本町23番15－408号　グリーンハウス
債務者　吉野　正明
１　決定年月日時　平成22年10月22日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年12月20日まで
山口地方裁判所下関支部破産係

平成２２年（フ）第３０１号
山口県下関市熊野町２丁目５番13号
債務者　藤井　晴美
１　決定年月日時　平成22年10月22日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年12月20日まで
山口地方裁判所下関支部破産係